

滋賀県下水道審議会 第4回経営部会 議事録

1 日時：平成30年（2018年）7月4日（水） 13：30～15：30

2 場所：大津合同庁舎 7F 7-A 会議室

3 出席委員等：（五十音順、敬称略）

岡本芳子委員、片山聡委員、清水芳久委員（部会長）、山元直貴委員

【全5委員、出席4委員】

（事務局：技監（下水道担当）、下水道課長、下水道課関係職員）

4 開会あいさつ

5 議事内容

（1）経営戦略の策定について

事務局より資料1-1、資料1-2、資料2に基づき説明

①固定資産調査の状況について

・本日の議題は、経営戦略の策定について具体的に何かを決定するのではなく、事務局の進め方について、問題ないかどうかを協議するとの理解で良いか？〈委員〉

→その通りである。今回配布した資料はほぼ最終案に近い形のものであるので、それに対してご意見をいただきたい。〈事務局〉

・了解した。〈委員〉

・資料中に過去の投資総額が具体的に示されているが、説明の内容では固定資産調査は現在調査中とのことであった。この整合はどのように理解すると良いか？〈委員〉

→現在平成28年度までに取得した資産については精査が完了している。開始貸借対照表に記載するのは平成30年度末時点の数字となるが、平成29年度取得資産については現在調査中であること、平成30年度取得資産については現時点では年度末段階の工事進捗を想定し設定する必要があることからそのように説明させていただいた。〈事務局〉

②法定耐用年数、減価償却の考え方について

- ・下水道資産の法定耐用年数については50年と設定しているとの説明があったが、民間企業であれば、国税庁の定める法定耐用年数を用いる事となっており、裁量の余地の無いものであるが、この下水道資産の法定耐用年数は裁量の余地が有るものか？〈委員〉

→下水道資産の法定耐用年数については、地方公営企業法で定められており、裁量の余地の無いものである。〈事務局〉

- ・残存価格及び償却額の算定方法についても同様か？〈委員〉

→残存価格についても同様に地方公営企業法で定められており、民間では平成19年に0%までの償却が可能となっているが、地方公営企業法では耐用年数経過時に10%まで償却、その後最大5%まで償却可能となっている。逆に償却額の算定方法については、定額法・定率法どちらを採用するかは任意となっており、今回は定額法を採用している。〈事務局〉

- ・耐用年数経過時点で10%、その後も5%までの償却としているのは県民の負担軽減に配慮した措置と思われる。償却額の算定方法については、民間でも定率法で行っているところが大多数であり、定率法を用いる場合は節税効果を期待して行っていることが多い、減価償却のあり方を考えると定額法の方が適していると考えられる。〈委員〉

③修正の可能性を示した注釈の取扱について

- ・資料中に今後修正の可能性のある旨の注釈が記載されているが、この文言は最終的にどうなるのか？〈部会長〉

→ストックマネジメント計画、減価償却については6月時点のデータでもって作成している。9月に市町協議会で意見を伺うことになるので協議会以降は数値を固定し計画を作成する予定である。〈事務局〉

- ・現在は(案)の段階であるため注釈が記載されているが、最終的には注釈は削除されるとの理解でよいか？〈部会長〉

→数字が固まった段階で注釈は削除する予定である。〈事務局〉

④災害復旧等に係る費用の計上について

・文章中に防災に関する記載があったが、想定外の災害が生じた際の復旧費用については経営戦略の中に盛り込まれているのか？〈部会長〉

→災害時の復旧費用については、国の補助事業や特別な借入の制度を利用することとし、経営戦略中には盛り込んでいない。〈事務局〉

⑤修繕費の費用設定について

・「別紙①」で、修繕費が毎年度ほぼ同額が計上されているように見えるが、「経営戦略(案)」15 ページでは維持管理費が近年増加しているとの記載もある。整合性を説明して欲しい。〈委員〉

→今後施設の更新はストックマネジメント計画に基づいて行われていくため、現在と同程度の健全度の維持は其中で図られるとの前提で計画を策定している。そのため、修繕費についても現在と同程度の費用を計上するものである。〈事務局〉

⑥流域下水道事業の表現について

・「経営戦略(案)」の9 ページ6.に「本事業では、市町が公共下水道で集めた下水を集約して、県の終末処理場で処理をしています」との記載があるが、公共下水道と流域下水道の関係性について正しい標記になっているか？また、「経営戦略(案)」の20 ページに「農業集落排水処理施設の公共下水道への接続促進により、下水流入水量の増加を図ります」との記載があるが、これも正しいか？〈部会長〉

→9 ページについては、流域下水道事業の説明として不正確な部分もあるので、修正を行う。20 ページについては、直接流域幹線に接続されるパターンもあり得るため確認の上必要であれば修正を行う。〈事務局〉

⑥資本費平準化債に伴う元金返済額の緩和について

・「経営戦略(案)」16 ページにて、「毎年度の県債発行に伴い、県債償還元金(中略)平成17年度からは資本費平準化債の発行により緩和されました」との記述があるが、グラフは以後も増加傾向にあり、緩和されているとは読み取れない。恐らく緩和してなお増加傾向ということであると考えるが、適切な文言となるよう検討して欲しい。〈委員〉

・緩和前と緩和後を比較して資本費平準化債の発行によりこのように緩和されたとの文章

を追記してはどうか？〈部会長〉

→了解した。〈事務局〉

⑦流入水量の変化に係る経営環境への影響について

- ・「経営戦略(案)」1 ページにて、「節水機器の普及や人口動態に伴う流入水量の変化など、経営環境は厳しさを増しています」との記述があるが、厳しい原因として、「流入水量が変化し一定しないこと」が原因であるのか「流入水量が減少すること」が原因なのか明確にしておいたほうが良いと思われる。〈委員〉
- ・人口動態に伴う流入水量の変化と記載すると人口の急激な増加も影響すると読めてしまうため、正確性に欠くと思われる。表現を見直して欲しい。〈部会長〉

→了解した。〈事務局〉

⑧当日欠席された委員の対応について

- ・本日欠席された委員について、事務局より直接意見の聴取を行って欲しい。〈部会長〉

→了解した。〈事務局〉

⑨農業集落排水処理施設の公共下水道接続への言及について

- ・「経営戦略(案)」21 ページの「新規投資」の項目について、流域下水道の計画に係らず公共下水道への農業集落排水処理施設接続の記載があることに違和感がある。〈委員〉

→滋賀県で定める汚水処理施設整備構想において、農業集落排水処理施設は順次下水道に切り替えていくとの構想になっているため、こういった記載としている。〈事務局〉

- ・国交省が示している下水道の広域化といった考えがこの文章に反映されているとの理解でよいか？〈部会長〉

→その通りである。〈事務局〉

⑩予備費の計上について

・学会の運営では、突発的な支出に備えて予備費の計上を行うことがある。今回の経営戦略で予備費的な費用を計上する必要は無いか？〈部会長〉

→「その他営業費用」の中に含まれているとの理解で良いのではないか？〈委員〉

→予備費については、予算編成時に補正予算を組まずに済むよう設けるものという認識があり、こういった計画の中に入れることに違和感がある。〈委員〉

・臨時支出は想定されるべきことであるため計上しても問題ないのではないか？〈委員〉

→臨時支出は支出に応じた項目を立てて計上されるものであり、予備費として項目立てして計上されることに違和感がある。〈委員〉

・民間企業で株式上場等行う際に、下振れの危険性を見越して雑費で余裕を見込んで予算編成するといったことがある。「その他営業費用」にそれに類するものが含まれているとの説明があると納得しやすい。〈委員〉

・ある学会で、東日本大震災のときに緊急で支出が必要となり、総会で支出を認めてもらった。翌年度の予算編成時にこういった事例に対応できるようにとの考えから、調査してもらった結果、正式名称は失念したが、予備費のようなものが計上できるとの事であったため、それで対応してもらった。そういった対応が可能であるか確認したい。〈部会長〉

→他の先行自治体を調査し回答させて頂きたい。個人的には、投資計画を若干高めに設定していること、国の経済政策により補助金の補正もありうることから、多少の余裕はあるのではないかと考えている。それを上回る変動があった場合は計画を見直して対応するべきだと考えている。〈事務局〉

・「経営戦略(案)」23 ページに「新技術や、民間企業との共同研究の成果等について、費用効果・・・」との記載があるが、共同研究に係る費用について官の補助等がなければ実現は難しいと思われるので、「その他営業費用」等でそういった費用が計上される形が良いと思われる。〈委員〉

→新技術等については、官が補助を行うといった形だけでなく、改築更新の際の公募時にアイデアを募る。実証実験に参加し国からの補助でもって行う。など様々な形があり、その都度対費用効果の高いものを選択するものであるため、現時点では別途計上するといったことは行っていない。〈事務局〉

→国の B-DASH はもう終了するが、民間企業が新技術を開発する場合、必ず現地での実証

実験が必要となるため、基本的には共同研究となる。ある程度成果が上がるようであれば、国からの補助も得ることができるため、そういったことも考慮した記載と思われる。〈部会長〉

⑪処理人口普及率について

・「経営戦略(案)」19 ページにて下水道処理人口普及率が 89.3%とあるが、残りの 10.7% についてどういった対応を考えているのか教えて欲しい。〈委員〉

→県では汚水処理施設整備構想にてエリアごとに下水道、農業集落排水、浄化槽の 3 つに分けて整備を行う計画を策定している。農業集落排水、浄化槽のエリアを含めた整備率はほぼ 99%となっており、今後 10 年で残りの 1%について下水道、農業集落排水、浄化槽のいずれかで整備していくものである。〈事務局〉

⑫審議会(本会)での答申(案)の取扱について

・市町協議会の意見を反映した上で、本部会で最終的な答申(案)を上申することになるが、審議会(本会)において答申(案)は承認の可否を伺うものであり、その内容について再度議論を行うものではないという理解でよいか? 〈部会長〉

→審議会(本会)にて再度議論いただく形となる。〈事務局〉

・そうであれば、答申(案)がまとまるまでに大幅な修正があった場合、再度経営部会を開催、審議会(本会)に諮るとの理解でよいか? 〈部会長〉

→その通りである。〈事務局〉

・9月4日の市町協議会での意見によって答申(案)に大幅な修正があった場合を見越してこの場で次回の経営部会の日程を調整してはどうか? 〈委員〉

→県議会の9月定例会議の日程と調整が必要であるため、現在の段階では候補日の特定ができない状況である。候補日の特定が出来次第調整する形としたい。〈事務局〉

6 閉会あいさつ